

時 報

第 27 卷 第 8 號 昭和 16 年 8 月

交通事業調整委員會の議決事項

陸上交通事業調整法は、去る第 73 回帝國議會に於て可決、昭和 15 年 4 月 1 日法律第 71 號を以て公布され、同年 7 月 22 日勅令第 516 號及び第 517 號に依り、同年 8 月 1 日から同法施行令と共に實施を見たのであります。

同法の目的とする處は、申す迄もなく、帝都に於ける陸上交通機關は、700 萬市民の足とも云ふ可きものでありますから之を利用する市民に對しましては、充分利便を増進し事業の經營を合理化し、事變以來急激に増加せる輸送量に即應する交通施設の整備擴充を爲す事に在ります。

而して同法諮問機關は、其の第二條に示してある通り「主務大臣が陸上交通事業ノ調整ヲ爲サントスルトキハ交通事業調整委員會ノ意見ヲ徵シ調整ノ區域調整スベキ事業ノ種類及範圍、之ト密接ナル關係ヲ有スル兼業ノ處置並ニ調整ノ方法ヲ決定スベシ」と規定され、從つて本事業の動向は一つに調整委員會にかかつておるのであります。

而して調整委員會の組織を簡単に申せば、内閣總理大臣を會長鐵道大臣及内務大臣を副會長とし、關係各省高等官貴族院議員衆議院議員及學識經驗ある者の中より委員を任命し、特別の事項を調査審議する爲め必要あるときは更に臨時委員を任命すると云ふ事になつて居るのであります。

昭和 15 年 8 月 3 日會長兩副會長委員 35 名幹事 10 名の任命があつて、同年 9 月 15 日其の第一回總會を開催したのであります。更に同年 11 月 5 日 7 名の臨時委員の任命がありました。以來特に東京市及其の附近に於ける交通調整に關し長日時に互り慎重審議を重ね、この間特別委員會及特別委員中の小委員會等を設け詳細なる審議を續けて參つたのであります。即ち特別委員會は 11 回、小委員會は 18 回鋭意検討を経まして、去る昭和 15 年 12 月 24 日に行はれました交通事業調整委員會第三回總會に於きまして、次の如き結論に到達したのであります。

諮問第一號

東京市及其ノ附近ニ於ケル陸上交通事業ノ調整ニ關スル具體的方策如何

諮問第一號ニ對スル答申

東京市及其ノ附近ニ於ケル陸上交通事業ノ現状ニ鑑ミ、大體下記要領ニ基キ、調整ヲ爲スヲ以テ有效適切ナルモノト認ム

第 1 調整區域

調整區域ハ別表ノ通トスルコト

第 2 調整スベキ事業ノ種類及範圍

調整スベキ事業ノ種類ハ地方鐵道事業、軌道事業及旅客自動車運輸事業トスルコト

調整スベキ事業ノ範圍ハ、調整區域内ニ於ケル又ハ其ノ區域外ニ互ル前記ノ事業トスルコト、但シ調整上重要ナラザルモノハ之ヲ除クコト

第 3 調整ノ方法

前記交通事業ヲ適當ナル經營主體ノ下ニ同時ニ一元的ニ大合同セシムルコトヲ目標トシ、其ノ階梯トシテ全交通事業ヲ左ノ地域別及方法ニ依リ調整シ、尙地下高速度交通機關ノ整備擴充ヲ圖ルコト

1. 地域別交通事業

1. 舊市内ニ於ケル路面交通事業
2. 舊市内ヲ中心トスル地下高速度交通事業
3. 舊市内以外ノ區域ニシテ、大體省中央本線以南ノ地域ニ於ケル交通事業
4. 舊市内以外ノ區域ニシテ、大體省中央本線東北本線間ノ地域ニ於ケル交通事業
5. 舊市内以外ノ區域ニシテ、大體省東北本線常磐線間ノ地域ニ於ケル交通事業
6. 舊市内以外ノ區域ニシテ、大體省常磐線ヨリ東南ノ地域ニ於ケル交通事業

(註) 舊市内トハ、大體省山手線品川、新宿、池袋、赤羽以東荒川放水路以西ノ地域ヲ謂フ

2. 舊市内ニ於ケル路面交通事業

舊市内ニ於ケル路面交通事業ニ付テハ、東京市ニ其ノ事業ヲ讓度セシメ又ハ其ノ事業ノ管理ヲ委託セシムルコト

3. 舊市内ヲ中心トスル地下高速度交通事業ノ整備調整

平時又ハ非常時ノ輸送力ヲ確保擴充スル爲、地下高速度交通網ノ完成及地下高速度交通機關ト他ノ交通機關トノ連絡施設ノ整備擴充ヲ圖ルニ最モ適合スル特殊ノ機關ヲ設立シ、政府ニ於テ之ニ對シ適當ナル助成ヲ爲スコト

現存ノ地下高速度交通事業ノ既成線及未成線ニ付テハ、右ノ機關ニ其ノ事業ヲ讓度セシメ又ハ其ノ事業ノ管理ヲ委託セシムルコト

4. 舊市内以外ノ區域ニ於ケル交通事業ノ調整

舊市内以外ノ區域ノ各地域内ニ於ケル交通事業ニ付テハ將來ノ大合同ヲ容易ナラシムル爲、陸上交通事業調整法ヲ運用シテ事業ノ合同其ノ他適當ナ

ル方法ヲ以テ調整スルコト

5. 各地域相互間ニ於ケル交通事業ノ調整

各地域相互間ニ於ケル交通事業ニ付テハ、陸上交通事業調整法ヲ運用シテ連絡設備ノ改善、直通運轉、連絡運輸ノ擴張、規格ノ統一及用品其ノ他ノ共同修繕並ニ共同購入等ヲ爲サシムルコト

6. 東京地方専門委員會

交通事業調整委員會ニ東京地方専門委員會ヲ置クコト東京地方専門委員會ハ東京市及其ノ附近ニ於ケル陸上交通事業ノ調整ニ關スル指導的機關トシテ、交通事業調整委員會ノ委任ヲ受ケ、東京市及其ノ附近ニ於ケル陸上交通事業ノ綜合的計畫ノ樹立、各地域内並ニ各地域相互間ニ於ケル陸上交通事業ノ具體的調整方策等ニ付調査審議ヲ爲スコト

7. 省線電車ト他ノ交通事業トノ調整

省線電車ト他ノ交通事業トノ間ニ於テハ、適當ナル方法ニ依リ緊密ナル連絡協調ヲ圖リ、殊ニ舊市内ノ事業トノ間ニ於テハ、經營ニ付適切ナル協力方策ヲ講ズルコト

第4 兼業ノ處置

調整スベキ陸上交通事業ト密接ナル關係ヲ有スル兼業ニ付テハ、其ノ交通事業ノ調整方法ニ應ジ適當ナル

ル處置ヲ爲スコト

(揖場 幹)

帝都高速度交通營團法の成立

地下鐵道は空襲下に於ける唯一の安全なる交通機關でありまして、之を整備擴充する事は、平戰兩時の交通對策として極めて必要なるものであります。

而して帝都に於ける地下鐵道は、僅かに14軒餘りにして、近年激増せる輸送量に對し、到底圓滑且迅速なる輸送は出來ない状態であります。而も歐洲の新狀勢は急速なる地下鐵道の整備擴充を焦眉の急務とするに鑑み、有力なる特殊機關たる帝都高速度交通營團を設立して、之に實施せしむる事となつたのであります。

之が爲め同法律案が、此度の第76回帝國議會に上程され、衆議院を昭和16年2月8日に、貴族院を同年2月19日に夫々通過、同年3月6日法律第51號を以て、公布された次第であります。

同營團は、現在の地下鐵道の全部を買收すると同時に、毎年資材と資金の許す限り極力建設を促進し、政府に於ても之に對して、強力なる監督、助成を爲す事になつて居ります。

(揖場 幹)